

★

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（規則第四十八号）（建築課）

一 制定の理由

建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の施行に関し必要な事項を定めた。

二 規則の内容

1 建築物の耐震改修の計画の認定の申請書の添付書類は、次のとおりとする。

- (一) 建築物の耐震改修の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修計画判定書（以下「認定対象建築物」）が、当該計画の作成に当たり行つた構造計算が妥当であることを、建築物の構造に関する学識経験を有する者その他の知事が適切であると認める者が証する書類をいう。以下同じ。）
- (二) その他知事が必要と認める書類

2 建築基準法等の規定に適合するものとして、建築物の地震に対する安全性に係る認定を受ける場合の添付書類は、次のとおりとする。

- (一) 建築物の地震に対する安全性に係る認定を受けようとする建築物（以下「認定対象建築物」という。）が、当該認定の申請の時に著しい劣化その他の地震に対する安全性に係る建築基準法等の規定に適合しない事由が認められないことを証する書類

(二) その他知事が必要と認める書類

3 建築基準法等の規定に準じる基準に適合するものとして、建築物の地震に対する安全性に係る認定を受ける場合の添付書類は、次のとおりとする。

- (一) 認定対象建築物が、耐震改修工事を実施したものである場合
 - (1) 認定対象建築物の耐震改修計画判定書
 - (2) 認定対象建築物の耐震改修工事が耐震改修の計画のとおり実施されていること
 - (3) 認定対象建築物に、建築物の地震に対する安全性に係る認定申請時に著しい劣化その他の技術指針事項に適合しない事由が認められないことを耐震診断を行う資格を有する者が証する書類
 - (4) 認定対象建築物の耐震改修の計画を作成した者が、耐震診断を行う資格を有する者であることが分かる書類
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- (二) 認定対象建築物が、(一)以外のものであつて耐震診断をしたものである場合
 - (1) 認定対象建築物の耐震診断判定書（建築物の耐震診断が、技術指針事項の定めることにより行われ、かつ、当該耐震診断に当たり行つた構造計算が妥当であることを、建築物の構造に関する学識経験を有する者その他の知事が適切であると認める者が証する書類をいう。以下同じ。）

(2) 認定対象建築物に、建築物の地震に対する安全性に係る認定申請時に著しい劣化その他の技術指針事項に適合しない事由が認められないことを、耐震診断を行う資格を有する者が証する書類

(3) 認定対象建築物の耐震診断をした者が耐震診断を行う資格を有する者であることが分かる書類

(4) その他知事が必要と認める書類

(三) 認定対象建築物が、(一)及び(二)以外のものである場合

(1) 認定対象建築物に、建築物の地震に対する安全性に係る認定申請時に著しい劣化その他の技術指針事項に適合しない事由が認められないことを耐震診断を行う資格を有する者が証する書類

(2) その他知事が必要と認める書類

4 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書の添付書類は、次のとおりとする。

(一) 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定を受けようとする建築物の耐震診断判定書

(二) (一)の建築物の耐震診断を実施した者が、耐震診断を行う資格を有する者であることが分かる書類

(三) その他知事が必要と認める書類

5 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の報告の添付書類は、次のとおりとする。

(一) 要緊急安全確認大規模建築物が耐震改修工事を行っているものである場合にあっては耐震改修計画判定書、それ以外の場合にあっては耐震診断判定書

(二) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断をした者が、耐震診断を行う資格を有する者であることが分かる書類

(三) 要緊急安全確認大規模建築物の敷地内における配置状況を明示した図面

(四) その他知事が必要と認める書類

三 施行期日

平成二十六年五月十五日